

全国弁護士協同組合連合会

全国弁護士協同組合連合会所属員の皆様へ

保釈保証書発行事業ガイドンス (第2版)

Guidance

全国弁護士協同組合連合会(全弁協)の「保釈保証書発行事業」を利用するには、
全弁協の所属員(各地の弁護士協同組合の組合員)である弁護士を通じて
申込手续をする必要があります。

全弁協の所属員でない弁護士の方は、
全弁協の「保釈保証書発行事業」を利用できませんので、
ぜひ、各地の弁護士協同組合への加入をご検討ください。



保釈保証書 発行事業とは？

～保釈保証書発行事業の概要～



被告人やその身元引受人が保釈を希望していても、保証金の用意が困難な場合、担当弁護人は保釈の申立を行い、保証金の納付について自ら作成した保証書の差入れに代えることを求めることができます。

しかし、万一被告人が逃亡した際などは弁護人が納付義務を負うため、弁護人個人での保証書の差入れはほとんど機能してこなかったのが実情です。

全弁協の提唱する保釈保証書発行事業では、担当弁護人の申込みに基づき全弁協が保証書の発行を行い、万一の際の保証金の支払いは全弁協が行います。

組合がリスクを負うことで弁護人個人へのリスクをなくし、「保証書による保釈」を機能させ、資金の乏しい被告人にも平等に保釈の機会を与えるのがこの事業の狙いです。

保釈保証金額・保証料・自己負担金

一般事案（薬物以外）

(1) 保証限度額は、**300万円**とします。

(2) 保証料は保証金額の**2%**とし、最低保証料は1万円とします。

(3) 2021年5月1日以降の本申込み分から、自己負担金は不要となりました。

保釈保証金額	保証料	自己負担金	保証料・自己負担金合計
30万円	1万円	0円	1万円
50万円	1万円	0円	1万円
100万円	2万円	0円	2万円
150万円	3万円	0円	3万円
200万円	4万円	0円	4万円
250万円	5万円	0円	5万円
300万円	6万円	0円	6万円

$$\text{① 保証料 (円)} = \text{保釈保証金額 (円)} \times 2\%$$

$$\text{② 自己負担金 (円)} = \text{保釈保証金額 (円)} \times 0\%$$

$$\text{支払合計金額 (円)} = \text{① 保証料}$$

薬物（覚せい剤等）事案

(1) 保証限度額は、**200万円**とします。

(2) 保証料は保証金額の**3%**とし、最低保証料は1万円とします。

(3) 保証金額の**20%**を自己負担金として預託してください。

薬物事案の範囲

「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」第2条が定める法律違反についての事案

保釈保証金額	保証料	自己負担金	保証料・自己負担金合計
30万円	1万円	6万円	7万円
50万円	1万5千円	10万円	11万5千円
100万円	3万円	20万円	23万円
150万円	4万5千円	30万円	34万5千円
200万円	6万円	40万円	46万円

$$\text{① 保証料 (円)} = \text{保釈保証金額 (円)} \times 3\%$$

$$\text{② 自己負担金 (円)} = \text{保釈保証金額 (円)} \times 20\%$$

$$\text{支払合計金額 (円)} = \text{① 保証料} + \text{② 自己負担金}$$

保証期間

保証期間は審級ごととし、保証書発行時から保証金が没取されるおそれなくなるときまでです。

「保釈保証書発行事業のお申込み」の流れ

STEP

1

必要書類 ● 保釈保証書発行事前申込書 ● 収入・資産に関する資料 ● 住民票

事前申込み（事前審査）の流れ

1

保釈保証書発行事前申込書をダウンロードしてください。

全弁協HPから、保釈保証書発行事前申込書をダウンロードしてください。

全弁協

検 索

クリック



2

ご所属の単協へ書類一式をご提出ください。

保釈保証書発行事前申込書に収入・資産に関する資料（※）・住民票を添付の上、ご所属の単協へ書類一式をご提出ください。

（※）最近の源泉徴収、確定申告書、課税証明書、年金額決定通知書、直近2か月分の給与明細、直近の年金支給を示す資料、不動産の登記事項証明書等

- 保釈保証書発行事前申込書
- 収入・資産に関する資料（保証委託者）
- 住民票（保証委託者）

ご所属の単協

提出



3

単協では所属員であることを確認の上、全弁協に書類の取次ぎを行います。

ご所属の単協

全弁協

取次ぎ



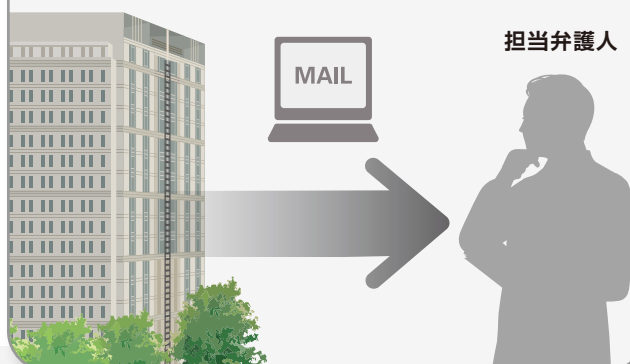
4

全弁協では審査した上で、審査結果について担当弁護人にメールにてご連絡をいたします。

全弁協

担当弁護人

MAIL



ご契約時ご契約後の 注意点

ご契約時

- ① 被告人と弁護人は、保証委託者になることはできません。
- ② 保釈保証書発行事業の手続は、全て弁護人を通じて行うことになります。

STEP 2

必要書類 ● 保釈保証委託契約申込書

本申込みの流れ

5

保釈保証委託契約申込書を ダウンロードしてください。

全弁協HPから、保釈保証委託契約申込書をダウンロードしてください。



● 保釈保証委託契約申込書

DOWNLOAD

6

ご所属の単協へご提出ください。

保釈保証委託契約申込書を、ご所属の単協へご提出ください。

● 保釈保証委託契約申込書

ご所属の単協



提出

7

単協は全弁協に 書類の取次ぎを行います。

ご所属の単協

全弁協



取次ぎ

8

全弁協は保証料・自己負担金の 合計金額とその振込口座について、 担当弁護人にメールで、 ご連絡をいたします。

全弁協

担当弁護人



- ③ 保釈保証書発行事業の利用は、原則、平日に限らせていただきます。土日祝、年末年始は、ご利用できません。
- ④ 保釈保証書発行事業には審査があります。審査の結果、ご利用をお断りする場合があります。ご利用をお断りする場合、その理由は一切説明いたしませんので、あらかじめご了承ください。

STEP 3

全弁協発行書類 ●保証書 ●自己負担金預り証

保証書発行までの流れ

9

保証料・自己負担金を全弁協の
指定する口座へお振込みください。



10

保証料・自己負担金の入金を確認し、
保証書を作成します。

全弁協



作成



●保証書

11

単協は全弁協から送付された
保証書および自己負担金預り証を
担当弁護人に交付します。

交付

ご所属の単協



●保証書
●自己負担金預り証

12

担当弁護人は保証書と
自己負担金預り証を単協で受領し、
保証書を裁判所へ提出します。

担当弁護人



⑤ 事前審査には、一定の時間を要します。資料提出後、2～3日を要する場合があります。

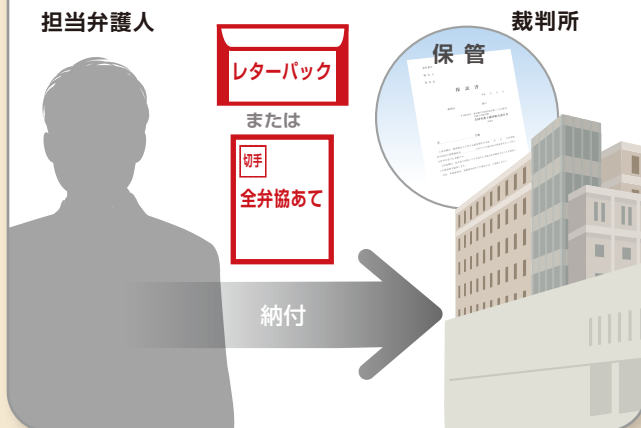
自己負担金返還の流れ

保証期間
終了後

自己負担金は没取となった場合を除き、
保証期間終了後に全額返金します！

1

レターパックまたは
書留以上の郵券付封筒(全弁協あて)を
裁判所に納付してください。



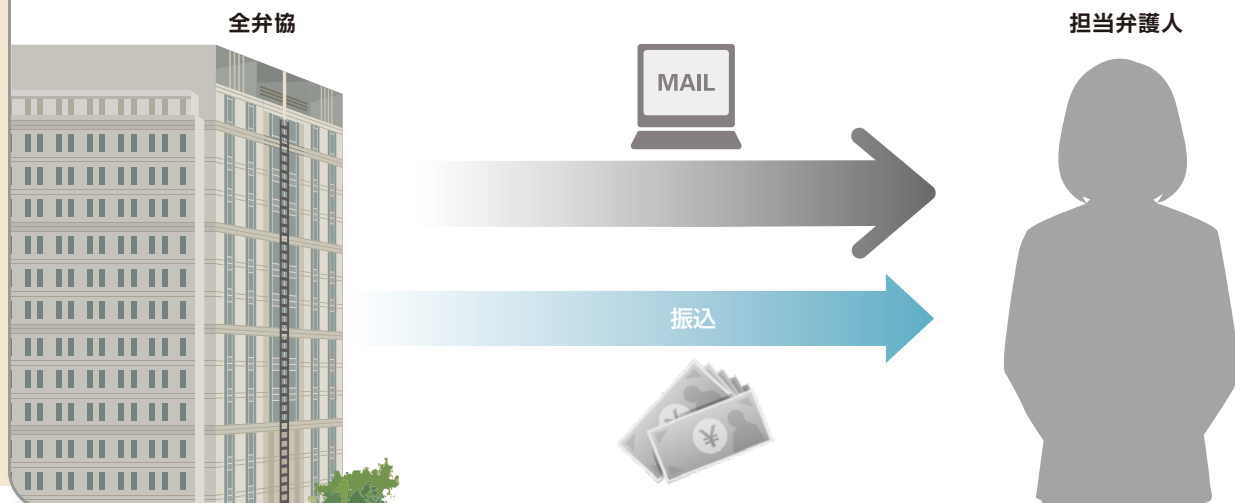
2

裁判所から全弁協に
保証書が返還されます。



3

全弁協から指定口座に自己負担金を振り込むとともに、
その旨を担当弁護人へメールでご連絡します。



ご契約後

- ① 保証委託契約は、審級ごとに締結していただく必要があります。
- ② 全弁協は、自己負担金を保証期間終了後に、弁護人を通じて保証委託者（身元引受人等）に返還します。ただし、裁判所が保証金の没取決定をしたときは、自己負担金は返還しません。
- ③ 全弁協は、裁判所が保証金の没取決定をしたときは、保証委託者（身元引受人等）に対して、求償権を行使します。

別途説明書をご一読ください。